

令和4年10月

お客様各位

熊本県信用組合

当座勘定規定等の改定のお知らせ

平素は当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、2022年11月に全国銀行協会が「電子交換所」を設立することに伴い、当組合の当座勘定規定および手形用法・小切手用法を改定いたします。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客様にも、改定後の規定・用法が適用されますのでご了承ください。

記

1. 対象となる規定等

- ◇ 当座勘定規定（一般用）
- ◇ 約束手形用法
- ◇ 小切手用法

2. 規定適用開始時期

令和4年11月4日（金）

3. 主な改定内容

●当座勘定規定

- (1) 振出人等への支払済手形の受戻し期限の設定および、同期限経過後の取扱い規定の追加
- (2) イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- (3) 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

※ 改定の内容の詳細については、新旧対照表をご参照ください

●手形用法・小切手用法

- (1) チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,（カンマ）」を印字するよう規定を追加
- (2) 使用可能文字を一覧化し追加
- (3) 金額欄・信用組合名への記名なつ印、訂正印等の押捺、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所の追加

※ 約束手形用法・小切手用法については、手形帳および小切手帳に掲載しています。

以上

新旧対照表

1. 当座勘定規定

改定前	改定後
<p>第7条（手形、小切手の支払い）</p> <p>(1) 小切手が支払いのために提示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払い）</p> <p>(1) 同左</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>(3)（同左）</u></p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 同条第1項、第2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払いをしません。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) ～ (3) 同左</p> <p><u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5)（同左）</u></p> <p><u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は、返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>

<p>第 17 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき偽造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定及び別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、前項と同様とします。</p>	<p>第 17 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)</u> を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき偽造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>第 28 条 (手形交換所規則による取扱い)</p> <p>(1) <u>この取引については、全各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。</u></p> <p>(2) <u>関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第 7 条の第 1 項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</u></p> <p>(3) <u>前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p>	<p>第 28 条 (手形交換所規則による取扱い)</p> <p>(削除)</p>
<p>第 29 条 (個人情報センターへの登録)</p> <p><u>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに 5 年間 (ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間) 登録し、同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は事故の取引上の判断のためりようできるものと</u></p>	<p>第 29 条 (個人情報センターへの登録)</p> <p>(削除)</p>

<p>します。</p> <p><u>(1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>(3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p>	
<p>第 30 条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>（省略）</p>	<p>第 28 条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p><u>（同左）</u></p>
<p>第 31 条（規定の変更）</p> <p>（省略）</p>	<p>第 29 条（規定の変更）</p> <p><u>（同左）</u></p>

2. 改定後当座勘定規定

改定後の当座勘定規定の全文につきましては、当ホームページの預金規定集等をご覧ください。